【商用・会議出席等を目的とした短期滞在査証】

２０２５年４月

A. 該当するケース

（1）商用（日本に所在する親会社や取引先等との商談、業務連絡、宣伝、アフターサービス、市場調査、非実務研修等）

☞ 活動内容に実務研修が含まれる場合、滞在期間にかかわらず「在留資格認定証明書」が必要

（2）セミナー・国際会議への出席、自治体交流、文化・スポーツ交流等

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

【申請人が用意する書類】

① パスポート（要署名）
② パスポート写し（身分事項ページのみ）
③ 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）
④ 在職証明書（又は在籍証明書）
・自営業者の方→会社名登録票写し
⑤ 所属先からの出張命令書、派遣状等

〔申請人が費用を負担する場合〕※ 所属先が負担する場合は不要
⑥ 預金残高証明書
⑦ 納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）

【日本側で用意する書類】（作成・発行から３月以内のもの）

⑧ 招へい理由書※
⑨ 滞在予定表※
⑩ 法人登記簿謄本、会社案内書、パンフレット又は会社/団体概要説明書※
・株式上場企業→四季報（最新版）の該当ページ写しで代替可
・個人が招へいする場合→営業許可書又は在職証明書
⑪ 日本での活動内容を明らかにする資料
・商用の場合→会社間の取引契約書、取引品資料、会議資料等
・会議出席等の場合→国際会議・セミナー等に関するパンフレット等
・非実務研修の場合→受入会社／団体からの研修受入承諾書及び研修計画書
【研修計画書に記載されるべき事項】
日本における研修の必要性、研修方法・内容、実施場所、日程・期間、責任者及び使用言語

〔招へい元が費用を一部又は全部負担する場合〕
⑫ 身元保証書※